(株) 近新の取組

所 在 地 近江八幡市

業 種 小売業

労働者数 122人(男性 86人、女性 36人)

■行動計画

計画期間 平成年27年1月1日 ~ 平成30年6月30日

内 容

☆目標1:育児休業等の取得状況を次の水準以上にする。

- ◎女性社員の育児休業の取得率を70%以上とすること。
- ◎男性社員は次のいずれかを取得すること。
 - ①育児休業を1名以上取得すること。
 - ②1歳を超える子の看護休暇を1名以上利用すること。

☆目標2:3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に対する所定外労働の免除制度を導入し、該当者が当該子を養育するために申し出た場合には事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働させない。

☆目標3:所定外労働の削減のための措置を図る。

■行動計画取り組み状況

☆目 標1

計画期間における育児休業等取得状況

男性 看護休暇取得者 1人

女性 育児休業取得者 1人

(取得率100% 計画期間内に出産した者 1人)

平成 27 年 3 月 23 日

「育児休業制度」等の解説書を作成し、各部署に配布。 相談窓口の設置及び相談窓口担当者を選任し社内告知。 結果、上記育児休業等取得状況のとおり、目標1を達成。

☆ 目 標2

平成 27 年 6 月 30 日までに育児のための所定外労働免除制度の改訂を検討 平成 27 年 7 月 1 日~

育児のための所定外労働免除制度を改訂し、対象となる子の範囲を「3 歳に達するまで」から「小学校就学の始期に達するまで」に拡大した。 平成27年9月1日 改訂した育児のための所定外労働免除制度を施行

☆ 目 標3

平成 29 年 12 月~ ノー残業デーの実施について検討 平成 30 年 2 月 16 日~各部署単位で月 1 回のノー残業デー実施